

[レイサムアンドワトキンス CFIUS・米国国家安全保障プラクティス](#)

2023年3月13日 | 第3086号

This Client Alert was originally published in English on November 1, 2022.
Read the Client Alert in English [here](#).

CFIUSの新たなエンフォースメント・ガイドライン：5つの要点

本ガイドラインは、法的拘束力を有するものではありませんが、法令遵守およびエンフォースメントについて積極的な対応をとるというCFIUSの明確な姿勢を示しています。

2022年10月20日、米国外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States、以下「CFIUS」）の委員長を務める米国財務省は、[エンフォースメントおよび罰則に関する初めてのCFIUSガイドライン](#)（以下「本ガイドライン」）を公表しました。米国財務省によれば、本ガイドラインは、「（CFIUSが）取引当事者を規律する法令への違反（国家安全保障上のリスク軽減措置に関する合意への違反の可能性を含む）をどのように評価するかについて、一般公衆に情報を提供する」ものです。

その1か月前の2022年9月15日には、バイデン大統領が、CFIUSの審査に関する大統領令を発令します（これについては、クライアントアラート「[新たなCFIUS大統領令において示された5つのリスク要因：その要点](#)」をご参照ください）。

本ガイドラインおよび大統領令の公表は、米国政府が、CFIUSについて国家安全保障上のリスクを特定・軽減するための重要なツールとして位置付けていることを明確に示しています。

本クライアントアラートでは、本ガイドラインの5つの要点について解説します。

1. CFIUSは、規制違反となり得る行為として3つの類型に注目しています

CFIUSは、CFIUSが管轄する法律および施行規則に従い、(1) 義務的な届出がされなかった場合、(2) リスク軽減措置に関する合意、条件または命令が遵守されなかった場合、および(3) CFIUSに対して正確かつ完全な情報が提供されなかった場合に、制裁金を課し、その他是正を求める権限を有しています。

当事者がCFIUSに対する義務的な届出を怠った場合、CFIUSは、外国投資家、米国事業またはその双方に対して、「25万米ドルまたは取引価額のいずれか大きい額を上限とする」額の制裁金を課することができます（義務的な届出が必要となる可能性のある取引類型の詳細については、「[米国外国投資委員会（CFIUS）：主な質問への回答](#)」もご参照ください）。同様に、当事者がリスク軽減措置を遵守しなかった場合には、CFIUSから、1件の違反につき25万米ドル、または取引価額のいずれか大きい額の制裁金を課される可能性があります。重大な虚偽記載、記載漏れ、または虚偽の証明についても、1件の違反につき最高25万米ドルの制裁金の対象となります。

本ガイドラインは、これら3つの類型の行為がエンフォースメント措置につながる可能性があることを強調しています。また、重大な虚偽記載や記載漏れには、CFIUSとの間の非公式な事前相談に際してのものや、未通知ないし未申告の取引に係る情報提供要求に応じた際のもが含まれる可能性があることについても、本ガイドラインは強調しています。

CFIUSは、違反があったと認めた場合、どのような場合に罰則を課すことが適切かにつき、以下で述べる加重および軽減事由の検討を含め、その裁量に基づいて判断します。

2. CFIUSは、規制違反となる可能性のある行為の自己開示を強く奨励しています

CFIUSは、通常、違反の有無の判断にあたって様々な情報源を考慮します。かかる情報源には、公に入手可能な情報、取引当事者または届出者から提供された情報、第三者である監査人およびモニターからの情報、ならびに米国政府全体から得られるその他情報が含まれます。

本ガイドラインは、CFIUSが、CFIUSからの直接の要求に応じて当事者より提供された情報に依拠することを強調しています。これに加えて、CFIUSは、一般公衆からCFIUSのホットラインに送信された情報を考慮するとともに、違反が疑われる場合には、財務省の投資安全保障監視執行局（The Office of Investment Security Monitoring & Enforcement）（以下「監視執行局」）に報告するように、一般公衆に対して奨励しています。本ガイドラインでは、情報収集のために必要かつ適切である場合、CFIUSが、召喚状を発する権限を用いて、関係者に対する情報提供を求める場合があるとの注意喚起がされています。

CFIUSは、米国における類似の規制の仕組みと同様に、適時かつ任意的な違反の自己開示を奨励しています。また、本ガイドラインでは、任意的な自己開示が罰則の軽減事由となる可能性があることが指摘されています。ただし、CFIUSが開示の適時性を判断するにあたっては、その職員またはその他米国政府の職員が既に当該行為を認識していたか否か（または当該行為の発見が見込まれる状況であったか否か）が考慮されます。

3. CFIUSは、適切なエンフォースメント措置を決定するに当たって、加重・軽減要因を考慮します

本ガイドラインには、以下に掲げる、CFIUSが考慮する可能性のある要素（アルファベット順）の例示的なリストが記載されています。

- **説明責任と今後の法令遵守**：国家の安全を保障し、当事者の行為に対する説明責任および法令遵守へのインセンティブを確保することに対する、当該エンフォースメント措置の影響。本ガイドラインは、CFIUSは、特定のエンフォースメント措置に関する情報を公表するものの、その際にはCFIUS規制に基づき秘密保持が要求される情報は非公表とする旨を明示的に記載しています。
- **国家安全保障への脅威**：当該行為が米国の国家安全保障をどの程度害し、または害するおそれがあるか。
- **過失、認識および意図**：当該行為を意図的・故意に行ったか。また、CFIUSは、当事者がCFIUSに対して関連情報を隠蔽し、または情報共有を遅延させようとしたか否か、および当該行為について認識していた、または認識すべきであった従業員の組織内における地位をも考慮する可能性があります。
- **継続性とタイミング**：当該行為の発生頻度および期間、ならびに当事者が当該行為を認識し、または認識すべきであった時から、CFIUS自身が当該行為を認識するまでの間に経過した期間の長さ。

- **対応と是正**：当事者が任意的な自己開示をしたか否か（当該開示の適時性、性質および当該開示に含まれる情報の範囲を含む）。CFIUSは、当該当事者が問題の調査に全面的に協力したか否か（例：CFIUSの要求に対して適時かつ詳細な対応を行ったか否か）を考慮する可能性があります。また、CFIUSは、当事者による行為の完全かつ適切な是正がどの程度迅速に行われたか（違反を認識した際に講じた是正措置を含む）、および当該当事者が全社的な内部調査を行ったか否かを考慮することができます。
- **対応の洗練度合いおよび法令遵守の記録**：当該当事者の経歴およびCFIUSへの精通の度合い、ならびに該当する場合は過去のCFIUSに関する法令遵守状況。考慮すべきその他の要因として、法的義務の遵守に従事するリソース（例：法務カウンセラー、コンサルタント、監査人、モニター）、社内の法令遵守に関する対策（例：社内ポリシー、トレーニング、手続）、法令遵守に関する企業風土の有無が含まれます。

4. 当事者は、罰則に係る手続において再審査の申立てをすることができます

本ガイドラインは、罰則に係る手続における主要なステップを定めています。CFIUSは、罰則を課す必要があると判断した場合、違反を構成する行為、制裁金の額、違反の認定に係る法的根拠、および制裁金額の算出において考慮されたすべての加重および軽減事由を示した書面による初期的通知を、関係当事者に対して送付します。

当該当事者は、罰則の通知を受領してから15営業日以内に、再審査の申立てを提出することができます。当該申立てには、抗弁、正当化事由、軽減事由または理由説明を記載することができます。「正当な理由」が示された場合には、CFIUSとの書面による合意により、かかる15営業日の期間を延長することができます。

CFIUSは、再審査の申立てを受領してから15営業日以内に、罰則の最終決定を行います。当該期限は、関係当事者とCFIUSとの間の書面による合意により延長することができます。当事者が適時に再審査の申立てを提出しない場合には、CFIUSは罰則の最終決定を行います。

5. CFIUS は、より公然かつ強固なエンフォースメントを図る可能性が高いです

2018年外国投資リスク審査現代化法（The Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018: FIRREA）の成立を受けて監視執行局が設立されて以降、CFIUSが制裁金を課した事例を公表したのは2例のみです。すなわち、(1) [2018年](#)の、「必要な安全方針の確立を怠り、CFIUSに適切な報告を行わなかったことを含む、2016年のリスク軽減措置に関する合意に対する反復的な違反」に対する100万米ドルの制裁金、および(2) [2019年](#)の、「保護されたデータ（仮命令において定義）へのアクセスを制限し、適切に監視しなかったことを含む、2018年の仮命令違反」に対する75万米ドルの制裁金です。これらのエンフォースメント事案において、エンフォースメントのプロセスおよびCFIUSが考慮した事情の大半は公表されていません。

本ガイドラインの公表は、CFIUSが、特にリスク軽減措置に関する合意の遵守に関して、エンフォースメントに向けたより公然かつ強固な方法をとる可能性が高いことを示唆しています。ポール・ローゼン投資安全保障担当財務次官補は、ガイドラインに付随するプレスリリースにおいて、「軽減措置に関する合意の遵守は任意的なものではなく、委員会は、あらゆる手段を活用して、即時の遵守と是正を確保するためにエンフォースメントの措置をとることを躊躇しない」と述べています。

当事務所は、[外国直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）制度についての画期的な携帯電話向けアプリ](#)を提供しており、本ガイドラインに関して、またCFIUSの手続に関する詳細情報を必要とする皆様のため、先般、同アプリについての全般的なアップデートをリリースしました。同アプリは、CFIUSその他世

界中のFDI制度によって執行されている国家安全保障の審査手続の重要なポイントについて、簡便かつ有用な要約を提供するものです。

本クライアントアラートに関するご質問は、以下のメンバーのいずれか、または通常ご相談いただいている当事務所の弁護士までご連絡ください。

ジェームズ・H・バーカー

james.barker@lw.com
+1.202.637.2200
Washington, D.C.

レス・P・カーネギー

les.carnegie@lw.com
+1.202.637.1096
Washington, D.C.

ダマラ・L・チェンバース

damara.chambers@lw.com
+1.202.637.2300
Washington, D.C.

ルチ・G・ギル

ruchi.gill@lw.com
+1.202.654.7126
Washington, D.C.

エイシャ・カデット

asia.cadet@lw.com
+1.202.637.2251
Washington, D.C.

ジュリー・チョイ・シン

juliechoi.shin@lw.com
+1.202.637.1003
Washington, D.C.

マシュー・J・クロフォード

matthew.crawford@lw.com
+1.617.880.4588
Washington, D.C.

ザカリー・N・エディントン

zachary.eddington@lw.com
+1.202.637.2105
Washington, D.C.

ジョエル・ヘイジブトロス

joelle.hageboutros@lw.com
+1.332.240.2143
New York

アリソン・K・ヒューギ

allison.hugi@lw.com
+1.202.637.1088
Washington, D.C.

本クライアントアラートの執筆に際しては、ラガード・アルファラディおよびリンゼイ・ケニーの協力を受けました。

クライアントアラートは、レイサムアンドワトキンスが、クライアントその他の皆様に対するニュースレポートサービスとして発行するものです。本クライアントアラートに含まれる情報は、法的助言と解されるべきものではありません。本クライアントアラートのテーマに関する追加的な分析または説明が必要な場合は、通常ご相談いただいている弁護士にご連絡ください（これは、当事務所の弁護士による業務が認められていない法域における法律に基づく法的業務への勧誘ではありません）。当事務所のクライアントアラートの全リストは、www.lw.comにおいてご覧いただけます。ご連絡先情報の更新または当事務所から配信される情報の変更をご希望の場合は、当事務所の[購読者向けページ](#)をご覧ください。